

長野市上下水道局排水設備工事施工基準

(趣旨)

第1 この基準は、長野市公共下水道条例（以下「条例」という。）及び長野市公共下水道条例施行規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、排水設備工事の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前調査)

第2 排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）は、条例第7条第1項の規定による排水設備の計画の確認の申請をするときは、あらかじめ次の各号について調査すること。

- (1) 処理区域又は排水区域（排水区域の場合は、供用開始の期日の確認を含む。）
- (2) 取付管の有無、その位置及び深さ
- (3) 設置する土地及び使用する排水設備等の権利関係
- (4) 排水設備の使用人口及び使用状況並びに建物用途及び営業内容
- (5) 使用水源（水道メーター等）、既設排水設備、浄化槽、屋外洗い場等
- (6) 隣接する道路の拡幅計画及び建築基準法（昭和25年法律第201号。）による道路後退（幅員4メートル未満1.8メートル以上の道）

(事前協議)

第3 次の各号の一に該当する工事を施行しようとする者は、あらかじめ長野市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議し、その同意を得ること。

- (1) 新たに取付管を設置する工事（長野市上下水道局下水道取付管設置要綱）
- (2) 排水区域外の汚水を公共下水道に流入させる工事（条例第29条）
- (3) 工場又は事業場に排水設備を設置する工事（下水道法第12条の3及び条例第12条）
- (4) 私道内共同排水設備工事補助金の交付を受ける工事（私道内共同排水設備工事補助金交付要綱）
- (5) 宅地内排水ポンプ設備設置事業補助金の交付を受ける工事（宅地内排水ポンプ設備設置事業補助金交付要綱）
- (6) プール及び間接冷却水等の排水で、排水設備設置義務の免除を受ける工事（長野市公共下水道排水設備設置義務の免除に関する要綱）
- (7) 井戸水等の水道水以外の水を使用する場合及び水道の使用水量と汚水排除量とに著しい相違がある場合（条例第20条）

(材料及び器具)

第4 排水設備に使用する材料及び器具は、設備の長期間にわたる機能の確保と

いう見地から選定すること。また、施工性、経済性、安全性、互換性等を考慮し、原則として日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を用いること。

- 2 前項の規格品以外については、形状、品質、寸法、強度等が十分目的に合うことを調査及び確認の上、選定すること。ただし、管理者が適当でないと認める場合は、使用を制限し、又は禁止することがある。

(屋外排水設備の排水管及び継手)

第5 屋外排水設備の排水管及び継手は、管理者が特別な理由があると認める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 排水管は、自然流下方式で、規程第4条第1号の規定により、汚水を支障なく流下させるために適切な管径及び勾配とすること。また、排水管の口径は、接続する公共下水道の取付管及び下流の排水管の口径以下とすること。ただし、大便器汚水が流れる排水管の口径は100ミリメートル以上とし、雑排水のみが流れる排水管の口径は75ミリメートル以上とすることができる。
- (2) 屋外排水設備の地中配管部には、V U管を使用し、露出配管部及び特別な荷重がかかる場合等は、V P管又はこれに耐え得る管種を選定するか防護を施すこと。
- (3) 排水管の土かぶりは、20センチメートル以上とするが、荷重等を考慮の上、必要な土かぶりを確保すること。なお、寒冷地の場合は、凍結深さを考慮して土かぶりを定めること。
- (4) 小便器及び目皿付きトラップますの排水管と屋外排水設備の排水管との接続箇所には、45度Y（Y）若しくは90度大曲りY（L T）の継手又は合流ますを使用すること。

(検査口及び掃除口)

第6 検査口及び掃除口は、管理者が特別な理由があると認める場合を除き、次の各号のとおりとする。

- (1) 検査口は、敷地境界線から宅地側1メートル以内で、規程第4条第2号に規定する箇所に設置すること。なお、共同で排水設備を使用する場合等は、所有者の異なる汚水を検査するため、維持管理上必要な箇所に中間検査口を設置すること。また、検査口に使用する部材は、公共ます部材と同等以上とすること。
- (2) 検査口及び掃除口の内径は、接続する排水管の口径以上とすること。また、立上り部は、垂直に立ち上げること。
- (3) 検査口及び掃除口のふたは、塩ビ製又は鋳鉄製ワンタッチ式を使用し、必

要に応じて周囲をコンクリートで巻き立て保護をすること。なお、車両通行等大きな荷重が働く場所で使用する場合は、荷重に応じた鉄製の防護ふた等を使用し、内ふたは、臭気防止のために塩ビ製密閉型とすること。

- (4) 掃除口は、規程第4条第2号に規定する箇所及び勾配の変化する箇所に設置すること。ただし、屋外排水設備の排水管が45度以下で2回屈曲し、その屈曲点の間の距離が2メートル以内の場合は、掃除口を1箇所省略することができる。

また、建物から屋外排水管まで2メートル以上離れる場合は、掃除口を設置すること。

- (5) 大便器排水管と屋外排水設備の排水管との接続箇所には、汚水の逆流を防止するため、段差付合流ますを使用すること。
- (6) 屋外排水管の合流部にも、原則として段差付合流ますを使用する。

(トラップます)

第7 トラップますは、次の各号のとおりとする。

- (1) トラップますは、便器を除く排水箇所に設置すること。ただし、器具トラップが設置されている場合は、これを省略することができるが、全ての排水設備の器具トラップ及び床との接合箇所の写真を完了までに提出すること。
- (2) 雑排水系統にストレーナー又はバスケットがない場合は、目皿付きトラップますを使用すること。
- (3) 二重トラップとしないこと。ただし、通気管（通気口）を設け、排水管内の流水及びトラップの封水に支障のない場合は、この限りでない。

(屋外洗い場の排水設備)

第8 屋外洗い場の排水は、原則として屋根等により雨水の浸入を防ぎ、泥溜ます及びトラップますを設置し、公共下水道に流入させること。ただし、雨水の浸入を防止できない場合は、地下浸透構造等の設備により処理するか、排水設備を撤去し散水栓とすることができる。

(屋外排水設備の施工)

第9 屋外排水設備の施工は、次の各号のとおりとする。

- (1) 床掘りは、設計に基づき中心線、検査口及び掃除口の位置を定めて、所定の深さに不陸のないように掘削する。また、土質、深さ、地下水及び周囲の状況により、必要に応じて土留め及び水替えを施す。
- (2) 掘削底面は、掘り過ぎ及びこね返しがないようにし、管の勾配に合わせて仕上げる。なお、地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え十分突き固め、不同沈下を防ぐ措置をする。
- (3) 排水管は、受け口を上流に向け、管の中心線及び勾配を正確に保ち、原則

として下流から上流に向かって直線状に布設する。また、ますとますの間の勾配は、一定とする。

- (4) 管及びますの接合は、水密性を保持できるように接着接合、ゴム輪接合及びモルタル接合を標準とし、管材に適した方法により行う。
- (5) 埋戻しは、管の外周10センチメートルの厚さに砂を用い、管が動かないよう両側をよく転圧して管を保護固定してから、順次上部へ埋め戻し、入念に転圧する。
- (6) やむを得ず露出配管とする場合は、凍結及び損傷を防ぐために適当な材料で防護する。また、管は、水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。特に長期間にわたる屋外の露出配管部は、ラッキングをする。
- (7) 検査口、掃除口及びトラップますは、雨水の浸入を防ぐため、地盤より低くしないようにする。
- (8) 給湯器本体の排水は、下水道管へ接続するか、浸透枳により処理するものとする。ただし、ヒートポンプ部分の排水、潜熱回収型ガス給湯器等のドレン排水については、この限りではない。
- (9) 専用部材を使用する場合を除き、検査口及び掃除口の立ち上がり部へ削孔してはならない。

(屋内排水設備)

第10 屋内排水設備の設置については、次の各号のとおりとする。

- (1) 屋内排水設備の排水系統は、汚水排水、雑排水及び特殊排水を、それぞれ別系統とすることを原則とし、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適当に定める。
- (2) 屋内排水設備は、建物の規模、用途及び構造を考慮し、常にその機能を発揮できるよう、支持、固定、防護等により安定かつ安全な状態にする。
- (3) 大きな流水音、異常な振動、排水の逆流等が生じないものとする。
- (4) 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適正であり排水系統に正しく接続されたものとする。
- (5) 排水系統及び通気系統が適切に組み合わせられたものとする。
- (6) 排水系統及び通気系統は、十分に耐久的で保守管理が容易にできるものとする。
- (7) 建築工事、建築設備工事等との調整を十分に行う。
- (8) 排水管の口径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するものとする。

(ディスポーザ)

第11 単体のディスポーザは、設置しないこと。

(水洗便所)

第12 水洗便所に設置する大便器、小便器、付属器具等は、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用すること。

- 2 洗浄方式がフラッシュバルブ式の場合は、給水方式がタンク式のときに限り使用すること。ただし、小便器及び管理者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 トラップを有しない便器を使用する場合は、定められた封水深を保持できるトラップを取り付けること。

(阻集器)

第13 油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む汚水を公共下水道に排水する場合は、次の各号のとおり阻集器を設置しなければならない。設置する者は、阻集器設置届（様式第1号）を管理者に提出すること。

- (1) グリース阻集器（グリーストラップ）は、営業用調理場等に設置する。スクリーン槽には、バスケットを設置する。また、容量は、空気調和・衛生工学会規格SHASE-S217により算出すること。ただし、1日当たりの使用水量が分かる場合は、次の式により算出することができる。

$$\text{容量}(\ell) = \frac{\text{1日当たりの使用水量}(\ell) \times 1.5 \sim 2.0(\text{倍}) \times \text{滞留時間}(2\text{時間})}{\text{営業時間}}$$

- (2) オイル阻集器は、ガソリンスタンド、洗車場、自動車整備工場等に設置する。
 - (3) サンド阻集器（泥溜ます）は、屋外洗い場等に設置する。排水中の土砂を沈殿収集して公共下水道への流出を阻止する。底部の泥だめの深さは、15センチメートル以上とする。
 - (4) ヘア阻集器は、美容院、理髪店、公衆浴場等に設置する。
 - (5) ランドリー阻集器は、クリーニング店、コインランドリー等に設置する。
 - (6) プラスチック阻集器は、外科ギプス室、歯科技工室等に設置する。
- 2 排水設備指定工事店（以下「工事店」という。）は、使用者に対し、阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂その他沈殿物を自らまたは清掃業者と維持管理契約を結ぶ等をし、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならないことを周知すること。

(通気)

第14 排水系統には、各個通気、ループ通気、伸頂通気方式等を適切に組み合わせた通気系統（通気管）を設け、排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにすること。

- 2 通気管は、3階建以上の建築物及び二重トラップのおそれがある箇所に設置し、大気中に開口すること。開口部は、雨水、害虫等が侵入しない構造とする

こと。

3 真空式下水道システムによる排水区域の通気については、次の各号に掲げる要件を全て満足するものとする。

- (1) 通気管を必ず設置すること。ただし、既に通気管と同等以上の機能を有している場合は、これを省略することができる。
- (2) 通気管の設置場所は、原則として宅地内の屋外排水管最上流部もしくはトイレ合流部付近に設置すること。
- (3) 通気管の管径は、宅地内の屋外排水管と同口径とすること。
- (4) 通気管の地上高は、積雪等に埋もれない高さとすること。
- (5) 通気管の開口部は、雨水、害虫等が侵入しない構造とすること。
- (6) 通気管に使用する部材は、V U管と同等以上とすること。
- (7) 通気弁については、必要に応じて設置するものとする。

(汚水排除量認定用メーター)

第15 条例第20条第1項第1号に規定する以外で、汚水排除量の認定を受ける場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 汚水排除量認定用メーター（以下「汚水認定メーター」という。）を設置する者は、位置図及び給水系統の配管を記載した平面図とともに汚水排除量認定用メーター設置申請書（様式第2号）を管理者に提出すること。
- (2) 排水設備の使用を開始するときは、前号の平面図及び汚水認定メーターの設置状況が分かる写真とともに汚水排除量認定用メーター使用開始届（様式第3号）を管理者に提出すること。

- (3) 汚水認定メーターは、次のとおり設置すること。

ア 設置する者は、新品、局設メーターと同等以上のもの及び計量法（平成4年法律51号。）による検定済みのものを設置し、検定期間が満了したとき（電磁流量計は除く。）又は故障したときは、交換すること。

イ 井戸水の場合は、原則として井戸から1メートル程度の検針しやすい場所に設置すること。

ウ メーターボックスの内部には、白色アクリル板等に「汚水認定メーター」と記載したプレートを備えること。

エ 検針が困難な場合は、隔測式メーターを設置すること。

オ 設置及び交換に係る経費は、設置する者の負担とすること。

- (4) 既に井戸水等で公共下水道を使用し、水道水に切り換えるときは、排水設備使用開始届とともに汚水排除量認定用メーター使用廃止届（様式第4号）を管理者に提出すること。

(設計書類)

第16 設計図書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 排水設備工事設計書（様式第5号）には、設置場所、申請者名、工事店名、担当責任技術者名及び工事の内訳（便器等主要材料の数量）を記載すること。
- (2) 平面図は、100分の1又は200分の1の縮尺を標準とし、排水設備記号表（別表）により作成し、次の事項を表示すること。なお、広大な敷地の場合は、適当な縮尺で配置図を作成すること。
 - ア 方位及び設置場所の敷地境界線（設置場所内に所有者の異なる土地がある場合は、その相互の境界線）
 - イ 道路、建物、井戸並びに水道及び污水認定メーターの位置
 - ウ 取付管、排水管（既設を含む。）、附属設備及び衛生器具等の位置並びに管種、管径及び管路延長
 - エ 測点（最長延長の管路の起点ますから順に番号を付ける。）
- (3) 縦断面図は、測量機を使用して地盤高を測定し、管径及び勾配を定め、横の縮尺を平面図に合わせ、縦は100分の1の縮尺を標準とし、取付管、検査口及び掃除口の地盤高及び管底高並びに管種、管径、管路延長及び勾配を記載すること。
- (4) 系統図は、3階建以上の建築物の場合に作成すること。

(工事の確認申請)

第17 排水設備工事計画確認申請書には、規程第6条に規定する書類のほか、必要に応じて次の各号の図書を添付すること。また、設計図書（設計書、平面図、縦断面図及び位置図）は、正副2部添付すること。

- (1) 公共下水道特別使用許可書の写し
 - (2) 阻集器設置届（様式第1号）
 - (3) 污水排除量認定用メーター設置申請書（様式第2号）
 - (4) 利害関係人の承諾書の写し（様式第6及び7号）
 - (5) 水道メーター使用者一覧表（様式第8号）
 - (6) 使用材料承認願（様式第9号）
 - (7) 浄化槽廃止届出書
- 2 管理者は、条例第7条の規定により確認をしたときは、前項の設計図書の副本に所定の事項を記載し申請者に交付する。
- 3 工事店は、前項の確認を受け副本を交付されたときは、当該工事現場の見やすい場所に長野市上下水道局排水設備工事確認票（様式第10号）を表示すること。

(工事の変更)

第18 排水設備工事計画確認申請書を提出した後、次の各号の一に該当する変更をしようとするときは、排水設備工事計画変更（取消）確認申請書を管理者に

提出しなければならない。なお、次の各号の一に該当しない軽微な変更をした場合は、排水設備工事完了届に精算設計図書を添付し、管理者に提出すること。

- (1) 屋外排水設備の勾配が規程第4条第1号に規定する勾配を確保できない場合
- (2) 屋外排水設備の管路延長の増減及び設置場所の変更が5メートル以上の場合
- (3) 申請者の住所及び氏名、設置場所、工事期間並びに工事店の変更があった場合
- (4) その他管理者が特に必要と認める場合

(工事の着手)

第19 工事店は、排水設備工事について管理者の確認を受けた時は、その日から30日以内（以下「承認期間」という。）に当該工事に着手すること。

- 2 工事店は、承認期間内に着手できないときは、排水設備工事計画変更（取消）確認申請書により管理者に申し出ること。
- 3 工事店は、着手できなくなったときは、遅滞なく工事の取消しを排水設備工事計画変更（取消）確認申請書により管理者に申し出ること。

(工事の完了検査)

第20 担当責任技術者は、当該工事が法令等及び設計図書に適合するものであることについて検査を行ったときは、その旨を排水設備工事検査記録表（様式第11号）に記載の上、精算設計図書を排水設備工事完了届に添付し、管理者に提出しなければならない。

- 2 屋内に設置する阻集器については、設置状況が分かる写真を添付すること。
- 3 管理者が実施する完了検査には、原則として担当責任技術者が立ち会わなければならない。なお、検査の結果、工事が適切でないと認める場合は、相当の期間を定めて手直しを求めることがある。

(排水設備の引渡し)

第21 工事店は、工事が完了した後、申請者に当該排水設備の使用方法、注意事項及び維持管理事項を十分説明した上で、竣工図及び工事店シールとともに当該排水設備を引渡すこと。

(排水設備の修繕)

第22 工事店は、排水設備が故障し修繕の必要が生じたときは、自ら施工した排水設備について責任をもって修繕しなければならない。

(責任施工)

第23 排水設備の施工については、工事店の完全責任施工であり、工事に起因する問題が生じた場合は、申請者と工事店の双方で解決すること。

(文書の様式)

第24 この基準に定める文書の様式については、管理者が別に定める。

(補則)

第25 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日）から

附 則（令和2年4月1日）まで略

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

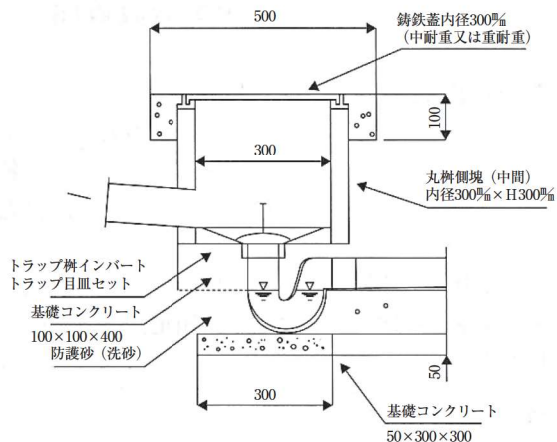
別表

排水設備記号表

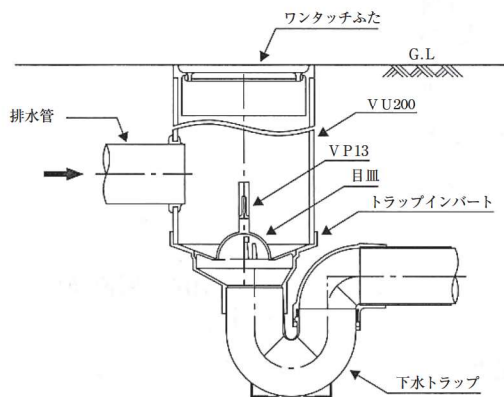
名 称	記 号	名 称	記 号
新 設 排 水 管	<u>100-VU</u>	洗 濯 機 (バ ン)	
既 設 排 水 管	---150-CP---	洗 面 器	
排 水 立 管		手 洗 器	
通 気 管	<u>50-VP</u>	台 所 流 し	
和 風 大 便 器		掃 除 流 し	
洋 風 大 便 器		浴 槽	
小 便 器		ユ ニ ッ ト バ ス	
検 査 口		床 排 水 口	
掃 除 口		1 槽 流 し	
目 皿 付 き ト ラ ッ プ ま す	 	2 槽 流 し	
公 共 ま す		3 槽 流 し	
汚 水 ま す		外 流 し	
泥 だ め ま す		足 洗 い 場	
浸 透 ま す		グ リ ー ス ト ラ ッ プ	
U T ト ラ ッ プ ま す		オ イ ル ト ラ ッ プ	
器 具 ト ラ ッ プ		阻 集 器	
床 下 掃 除 口		床 下 集 合 配 管 部	
床 上 掃 除 口		デ ィ ス ポ ー ザ 排 水 処 理 シ ス テ ム	
敷 地 境 界 線	--- · --- · --- · ---	水 道 メ ー タ ー	 

トラップ桝 参考図

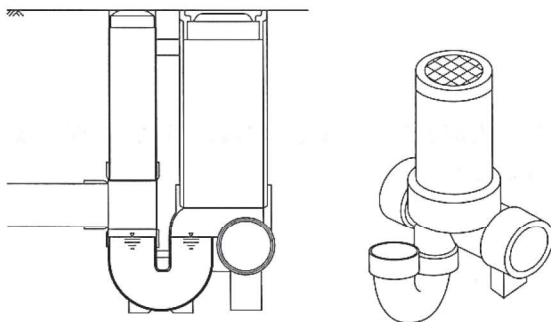
φ 300 C o



φ 200 V U



プラスチック製



様式第 1 号 (第13関係)

阻集器設置届

年 月 日

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

届出人 住 所
氏 名
連絡先 (電話)

次のとおり、阻集器（グリース阻集器・オイル阻集器・サンド阻集器・ヘア阻集器・ランドリー阻集器・プラスタ阻集器）を設置したいので、阻集器設置届を提出します。

設 置 場 所	
使用者の住所 及 び 氏 名	
業 種	
製 造 会 社 名	
型式及び材質	
有 効 容 量	
添 付 書 類	1 構造図(平面図・断面図) 2 容量の計算書
※特記事項	

注 届出人が法人である場合には、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。

(長野市上下水道局排水設備工事施工基準)

様式第2号 (第15関係)

受付印	起 案 日		決 裁 日		確認番号		管理番号	
	・ ・		・ ・					
	受付	料金担当	係長		係長	課長補佐	課長	

汚水排除量認定用メーター設置申請書

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

次のとおり、汚水排除量の認定のためメーターを設置したいので、申請します。

※太枠内はすべて記入してください。(□は該当する欄に✓)

申請日		年 月 日			
申請者	住 所	〒 -			
	氏 名			電話番号	
使用者	フリガナ			電話番号	
	氏 名				
指定給水装置工事業者 排水設備指定工事店					
設 置 場 所		長野市			
使 用 水 源		☐ 市水 ☐ 県水 ☐ 井戸水 ☐ 簡水・地区水 ☐ その他 ()			
メ ー タ ー 番 号				口径	mm
使用開始予定日		年 月 日	使用箇所	☐ 便所 ☐ 手洗 ☐ 風呂 ☐ 洗濯 ☐ 台所 ☐ その他 ()	
工 事 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日			
水道メーター番号 (併用の場合のみ記入)		☐ 市水 ☐ 県水		口径	mm

※添付書類 平面図2部 (各給水系統毎に色分、メーター・井戸等の位置を明記)、位置図

(長野市上下水道局排水設備工事施工基準)

様式第3・4号(第15関係)

受付口付⑥

汚水排除量認定用メーター使用開始(廃止)届

(宛先) 長野市上下水道事業管理者

汚水排除量認定用メーターを使用開始(廃止)しますので、次のとおり届け出ます

※太枠内はすべて記入してください。(□は該当する欄に✓)

届 出 日		年 月 日		料 金 担 当 受 付 番 号		号		☐
届 出 理 由		☐ 新設 ☐ メーター交換 ☐ 水源切替(井戸等⇄水道) ☐ 排水設備廃止						☐
設 置 場 所		長野市						☐
届出者	住 所	〒 —						☐
	氏 名					電 話 番 号		
使用者	フリガナ					電 話 番 号		☐
	氏 名					電 話 番 号		
納付書等送付先		※設置場所と同じ場合は記入不要						
メーター 番号						口径		☐
使用開始(廃止)日 ※交換の場合は交換日		年 月 日		検定満期		年 月		☐
旧メーター番号 (交換の場合のみ記載)						口径		☐
指 針	取付時			m ³	取外時			☐
水道メーター番号 (併用の場合のみ記入)		☐ 市水 ☐ 県水				口径		☐
指定給水装置工事事業者／排水設備指定工事店								☐
電話番号								

※添付書類 平面図(各給水系統毎に色分、メーター・井戸等の位置を明記)、設置(廃止)状況写真

～以下は記入不要～

お 客 様 番 号		検 針 順 路		請求(廃止)月		
		— —		年 月 から		
使 用 者 番 号 (県 水)		用 途 区 分	検 針 区 分	入力	確認	料金担当
排 水 場 所		理 区 域				
☐ 公共		☐ 農集排 ()				
☐ 流域上流 ()		☐ 浄化槽				
☐ 流域下流 ()		☐ 特定環境保全				
☐ 特別使用 (区)		()		/	/	/

(長野市上下水道局排水設備工事施工基準)

様式第 5 号 (第 16 関係)

排水設備工事設計書

1 当初
2 変更

設 置 場 所	長野市	確認番号 第 一 号		
申 請 者		排水設備工事 責任技術者		
排水設備指定工事店	TEL	指定番号		

工 事 の 内 訳				
名 称	規 格	数 量	単 位	備 考

特記事項	確 認 欄
------	-------

様式第 6 号 (第 17 関係)

排水設備設置承諾書

年 月 日

様

土地所有者 住所

氏名

下記の場所における排水設備工事のため、私所有の土地に排水設備を設置することを承諾いたします。

尚、設置土地の所有権を他人に譲渡した場合、譲渡人に対しこの承諾内容を継承することを承知します。

記

1 設置場所 長野市

様式第 7 号 (第17関係)

排水設備使用承諾書

年 月 日

様

所有者 住所

氏名

下記の場所における排水設備工事のため、私所有の排水設備を使用することを承諾いたします。

尚、上記排水設備の所有権を他人に譲渡した場合、譲渡人に対しこの承諾内容を継承することを承知します。

記

1 設置場所 長野市

(長野市上下水道局排水設備工事施工基準)

様式第 8 号 (第 17 関係)

水道メーター使用者一覧表

※太枠内はすべて記入してください。

メーターの個数	個 (散水栓を含む)
排水義務者 (申請者) 氏名	
設置場所	長野市

※上記メーターの個数分について、太枠内に記入してください。

番号	既設 新設の別	口径	メーター番号	製造年月 (県営水道のみ)	水源の別	下水接続 の有無	使用者等
1	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
2	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
3	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
4	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
5	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
6	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
7	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
8	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
9	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
10	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
11	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
12	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
13	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
14	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
15	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
16	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	
17	☐ 既設 ☐ 新設		—	—	☐ 市水 ☐ 井戸水 ☐ 泉水 ☐ 簡水等	☐ 有 ☐ 無	

様式第 9 号（第17関係）

使用材料承認願

年 月 日

（宛先）長野市上下水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

次のとおり材料の使用を承認願います。

確 認 番 号	第 一 号
設 置 場 所	長野市
使 用 材 料 名	
使 用 箇 所	
使 用 理 由	
排 水 設 備 指 定 工 事 店	

※ 添付書類 承認図・平面図(使用箇所を明記)

(長野市上下水道局排水設備工事施工基準)

様式第 10 号 (第 17 関係)

長野市上下水道局排水設備工事確認票	
確認番号	新設・改造 第 号 (年 月 日確認済)
設置場所	
申請者 氏 名	
排水設備 指定工事店名	指定番号 号 T E L
責任技術者 氏 名	

(長野市上下水道局排水設備工事施工基準)

様式第 11 号 (第 20 関係)

排水設備工事検査記録表

※工事店確認欄は、○印(該当)もしくは斜線(非該当)で記入してください。			確認番号	第	号
検査区分	項 目	工事店 確認欄	局完了検査	再検査	指示事項等
1 点検口 (中間検査口)	設置の位置		合 否	合 否	
	設置の状態(高さ)				
	使用材料(口径)				
	使用材料(蓋・保護蓋)				
2 掃除口	設置の位置		合 否	合 否	
	設置の状態(高さ)				
	使用材料(口径)				
	使用材料(蓋・保護蓋)				
3 トラップ [※] ます	設置の位置		合 否	合 否	
	設置の状態(高さ)				
	使用材料(口径)				
	使用材料(蓋・保護蓋)				
4 管布設	管種・管径		合 否	合 否	
	規定勾配の確保				
	雑排水と汚水の系統分離				
	屋内排水系統の維持管理				
	枝配管の継手				
	土被りの確保				
	埋戻し後の状況				
5 その他	雨水系統との分離		合 否	合 否	
	屋外洗い場の対策				
	露出管の防護措置				
	阻集器の設置状態				
	ドレーン管等の接続				
	屋内排水設備の設置状態				
	便所の形式・取付状態				
	使用水源の系統確認				
	通水検査の要否	要 否			
6 使用開始届	届出内容の変更の有無 (変更の内容)	有 無	□	□	
確認年月日	年 月 日		月 日	月 日	
排水設備工事責任技術者			局検査員 ㊞		

グリース阻集器の選定

グリース阻集器の選定に当たっての基準として、空気調和・衛生工学会規格 SHASE-217-2016「グリース阻集器」の本文「4. 工場製造阻集器の選定方法」、
「6. 現場施工阻集器の容量算定方法」を参考に示す。

1. 工場製造阻集器の選定方法

1. 1 選定法 工場製造阻集器の選定は、下記の手順によって行う。

- (1) 1. 2 及び 1. 3 に示す計算法によって、流入流量及び阻集グリース及びたい積残さの質量を求める。
- (2) 工場製造阻集器の性能試験に基づいて表示された許容流入量及び標準阻集グリースの質量が、(1)によって求めたそれぞれの値以上となる阻集器を選定する。

1. 2 流入流量の計算法 流入流量 Q は、式(1)によって計算する。

$$Q = A W_m \times \frac{n}{n_0} \times \frac{1}{t} k \quad \cdots \cdots (1)$$

ここに、

Q ：流入流量 [ℓ / min]

A ：ちゅう房を含む店舗全面積（以下、店舗全面積という） [m^2]

W_m ：店舗全面積 $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ 日あたりの使用数量
(標準値を表 1-1 に示す) [ℓ / ($\text{m}^2 \cdot \text{日}$)]

n ：回転数 [1 席 $\cdot 1$ 日あたりの利用人数]
(受渡し当事者間の打合せによる) [人 / (席 $\cdot$ 日)]

n_0 ：補正回転数 (標準値を表 1-2 に示す) [人 / (席 $\cdot$ 日)]

t ：1 日あたりのちゅう房使用時間
(標準値を表 1-1 に示す) [min / 日]

k ：危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率
(標準値を表 1-1 に示す) [倍]

1. 3 阻集グリース及びたい積残さの質量の計算法 阻集グリース量及びたい積残さの質量 G は、式(2)によって求める。

$$G = G_u + G_b \quad \cdots \cdots (2)$$

ここに、

G ：阻集グリース及びたい積残さの質量 [kg]

G_u ：阻集グリースの質量 [kg]

G_b ：たい積残さの質量 [kg]

1. 4 阻集グリースの質量 阻集グリースの質量は、式(3)によって求める。

$$G_u = A g_u \times \frac{n}{n_0} \times i_u C_2 \quad \dots\dots (3)$$

ここに、

G_u ：阻集グリースの質量 [kg]

A ：店舗全面積 [m^2]

g_u ：店舗全面積 $1 m^2 \cdot 1$ 日あたりの阻集グリースの質量
(標準値を表 1-1 に示す) [$g / (m^2 \cdot 日)$]

n ：回転数 [1 席・1 日あたりの利用人数]
(受渡し当事者間の打合せによる) [人 / (席・日)]

n_0 ：補正回転数 (標準値を表 1-2 に示す) [人 / (席・日)]

i_u ：阻集グリースの掃除周期 (受渡し当事者間の打合せによる) [日]

C_2 ：定数 ($=10^{-3}$) [kg / g]

1. 5 たい積残さの質量 たい積残さの質量は、式(4)によって求める。

$$G_b = A g_b \times \frac{n}{n_0} \times i_b C_2 \quad \dots\dots (4)$$

ここに、

G_b ：たい積残さの質量 [kg]

A ：店舗全面積 [m^2]

g_b ：店舗全面積 $1 m^2 \cdot 1$ 日あたりのたい積残さの質量
(標準値を表 1-1 に示す) [$g / (m^2 \cdot 日)$]

n ：回転数 [1 席・1 日あたりの利用人数]
(受渡し当事者間の打合せによる) [人 / (席・日)]

n_0 ：補正回転数 (標準値を表 1-2 に示す) [人 / (席・日)]

i_b ：たい積残さの掃除周期 (受渡し当事者間の打合せによる) [日]

C_2 ：定数 ($=10^{-3}$) [kg / g]

表 1 - 1 各因子の標準値

因 子		W _m	t	k	g _u	g b
		店舗全面積 1 m ² ・1日 当たりの使用 水量 [ℓ/(m ² ・日)]	1日当たりの 厨房使用 時間 [min／日]	危険率を用 いて定めた ときの流量の 平均流量に 対する倍率 [倍]	1 m ² ・1日 当たりの阻 集グリース の質量 [g/(m ² ・日)]	1 m ² ・1日 当たりの堆 積残さの質 量 [g/(m ² ・日)]
食 種						
営業用 厨房	中国（中華）料理	130	720	3.5	18.0	8.0
	洋 食	95			9.5	3.5
	和 食	100			7.0	2.5
	ラーメン	150			19.5	7.5
	そば・うどん	150			9.0	3.0
	軽 食	90			6.0	2.0
	喫 茶	85			3.5	1.5
	ファーストフード	20			3.0	1.0
社員・従業員用厨房		90	600		6.5	3.0
学 生 食 堂		45			3.0	1.0

(注) ※1日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1日当たりのちゅう房使用時間としてよい。

表 1 - 2 補正回転数 [1席・1日あたりの利用人数] の標準値

因 子 食 種		n ₀ ：補正回転数 [人／(席・日)] の標準値																	
		ちゅう房を含む店舗全面積 [㎡] ※																	
		25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000	1500	
営業用 ちゅう房	中国（中華）料理	－	－	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	－	－	－	－	－	－	
	洋 食	－	－	－	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	－	－	
	和 食	－	－	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	－	－	－	－	－	－	
	ラーメン・そば・うどん	－	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	軽 食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	－	－	－	－	－	－	－	－	
	喫 茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	ファーストフード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	－	－	－	－	－	－	－	－	
社員・従業員用厨房		－	－	－	－	－	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5	
学 生 食 堂		－	－	－	－	－	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5	

(注) ※店舗全面積の値が表中の中間となる場合には、比例補正して求める。

2. 現場施工阻集器の容量算定方法

現場施工阻集器は、図 1 - 1 に示すように、上部空間層・阻集グリース分離層・たい積残さ層からなり、阻集器実用量 V 及び上部空間層の高さ H を、式(5)～(9)によって求める。

$$V_u = A g_u \times \frac{n}{n_0} \times i_u C_2 V \quad \cdots \cdots (5)$$

$$V_s = QT \quad \cdots \cdots (6)$$

$$V_b = A g_b \times \frac{n}{n_0} \times i_b C_2 V \quad \cdots \cdots (7)$$

$$V = V_u + V_s + V_b \quad \cdots \cdots (8)$$

$$H = H_1 + H_2 \quad \cdots \cdots (9)$$

ここに、

V_u ：阻集グリース層の容量 [ℓ]

V_s ：グリース分離層の容量 [ℓ]

V_b ：たい積残さ層の容量 [ℓ]

V ：阻集器実容量 [ℓ]

H ：上部空間層の高さ [mm]

A ：店舗全面積 [m^2]

g_u ：店舗全面積 $1 m^2 \cdot 1$ 日あたりの阻集グリースの質量
(標準値を表 1 - 1 に示す) [$g / (m^2 \cdot 日)$]

n ：回転数 [1 席 $\cdot 1$ 日あたりの利用人数]
(受渡し当事者間の打合せによる) [人 / (席 $\cdot$ 日)]

n_0 ：補正回転数 (標準値を表 1 - 2 に示す) [人 / (席 $\cdot$ 日)]

i_u ：阻集グリースの掃除周期 (受渡し当事者間の打合せによる) [日]

C_2 ：定数 ($=10^{-3}$) [kg / g]

v ：比体積 ($=1.0$) [ℓ / min]

Q ：流入水量 (式-(1)) によって計算した値

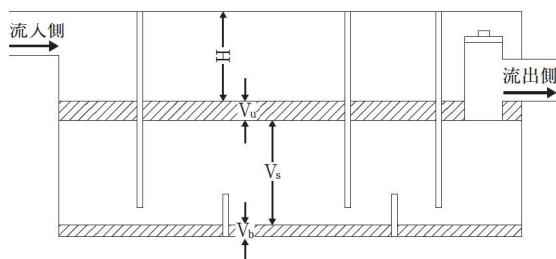
T ：滞留時間 (標準値は、 $1, 0$) [min]

g_b ：店舗全面積 $1 m^2 \cdot 1$ 日あたりのたい積残さの質量
(標準値を表 1 - 1 に示す) [$g / (m^2 \cdot 日)$]

i_b ：たい積残さの掃除周期 (受渡し当事者間の打合せによる) [日]

H_1 ：流入管の内径または側溝の深さに等しい高さ [mm]

H_2 ：標準水位面と上昇水位面との差 (標準値を表 1 - 3 に示す) [mm]



H : 上部空間層の高さ V_u : 阻集グリース層
 V_s : グリース分離層 V_b : たい積残さ層

図 1 - 1 阻集器の容量

表 1 - 3 標準水位面と上昇水位面との差の標準値

実容量 [ℓ]	標準水位面と上昇水位面との差 [mm]
501~ 800	175
801~1000	200

〔参考文献〕

「グリース阻集器 (SHASE-S 217)」空気調和・衛生工学会 (2016)

詳細については、必ず上記参考文献を確認して下さい。